京都市老人福祉施設援護費支出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市民間社会福祉施設援護費(以下「援護費」という。)の支出に 関し、必要な事項を定めるものとする。

(援護費の種別)

- 第2条 援護費の種別は、次に掲げるものとする。
 - (1) 職員処遇改善費 職員の給与水準を維持するための経費
 - (2) 業務省力化等勤務条件改善費 職員の労働時間の短縮に要する経費

(支出先)

- 第3条 援護費の支出先は、次の各号に掲げる京都市内の老人福祉施設とする。
 - (1) 当該年度の4月1日現在に開所している養護老人ホーム (短期入所事業のために整備 した定員を含む。)
 - (2) 当該年度の4月1日現在に開所している軽費老人ホーム

(報告,検査及び指示)

第4条 市長は、必要があると認めるときは、前条に掲げる老人福祉施設(以下「特定福祉施設」という。)に対し、援護費の支出に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、 又は指示することがある。

(特定福祉施設の義務)

- 第5条 援護費の支出を受けた特定福祉施設は、援護費を支出の目的以外に使用してはならない。
- 2 特定福祉施設は、援護費に関する事業の経理と他の事業に関する経理とを明確に区分するとともに、その主たる事務所に当該事業の実施状況及び資金の使途を適正に記録した帳票を備え付け、常時本市職員の閲覧に応じられるようにしなければならない。
- 3 特定福祉施設は、その所在地、名称、組織、代表者の氏名その他の事項に変更が生じた とき及び次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに文書によりその旨を所轄課長に届 け出なければならない。
 - (1) 事業の内容に異動が生じたとき、又は解散その他これに類する事実が発生したとき。
 - (2) 事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれが生じたとき。
- 4 特定福祉施設は、前条の規定による報告及び検査を拒んではならない。
- 5 特定福祉施設は、前条の規定による指示に従わなければならない。
- 6 特定福祉施設は、市長が事業報告書、貸借対照表、損益計算書(又は収支計算書)その 他の書類の提出を求めたときは、遅滞なく提出しなければならない。

(援護費の返還等)

- 第6条 市長は、特定福祉施設が次の各号の一に該当するときは、援護費の支出を取り消し、 又は援護費の返還を求めることがある。
 - (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 第4条の規定による報告及び検査の際に虚偽の報告をしたことが明らかになったとき。

(補則)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、所轄部長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年6月1日から適用する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。